

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

横須賀市地域防災計画（地震災害対策計画編） の改訂について

令和2年（2020年） 1月24日（金）

横 須 賀 市

【お問い合わせ先】

市長室危機管理課

電話 046-822-9708（直通）

「横須賀市地域防災計画（地震災害対策計画編）の改訂について」に対する

パブリック・コメント手続の結果について

1 パブリック・コメント手続の期間

令和元年12月6日（金）から令和2年1月6日（月）まで

2 意見の提出者数と意見件数

提出者数 1人 意見件数 5件

3 提出方法別の意見提出者数

提出方法	提出者数
直接提出	0人
郵送	0人
ファクス	0人
電子メール	1人
合計	1人

4 提出された意見の概要及びそれに対する考え方

第1部 総則

No	意見等の概要	市の考え方
1	<p>「自主防災訓練を自主防災指導員が中心に行い、定期的に防災用資機材の点検を行うなど、自主防災組織の活動を充実させることが必要である」</p> <p>自主防災指導員の役割について、これまで記載したものがなかったような気がします。地域防災計画書に明記されることで、自主防災指導員の自覚と併せて周囲の認識も変わるので良いと思います。</p>	<p>これからも、「第2部 災害予防活動 第11章 災害に強い地域づくりの推進 第1節 自主防災活動の促進」にあるとおり、自主防災指導員の育成を図りたいと考えます。</p>
2	<p>地区により災害の様相はまちまちです。地区特有の災害や住民構成を想定した対策は地区の意見を尊重するのが良いと思うので、「地区防災計画の提案」を入れたのは良いと思います。</p>	<p>災害対策基本法の改正により、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区防災計画の提案について追加しました。</p>

第2部 災害予防計画

No	意見等の概要	市の考え方
3	<p>改訂版で、福祉避難所の種別、概要の表をなくしたのはどうしてでしょうか。</p> <p>いざというときには、具体的な避難所がある方がよいと思います。</p>	<p>二次福祉避難所・三次福祉避難所の具体的な施設名を地域防災計画に記載することで、一般の避難所に避難すべき方が殺到する恐れがあり、本当に福祉避難所への避難が必要な方の避難に支障が生じることを防ぐため、また、当該施設の被災状況や受入れが可能であるか等を見極めた上での開設となるため、二次及び三次福祉避難所の具体的な名称を削除しました。</p> <p>なお、福祉避難所の種別や概要等は、「第3部 災害応急対策計画 第5章 避難対策 第5節 要配慮者の避難対策」に記載されています。</p>

No	意見等の概要	市の考え方
4	<p>「帰宅困難者一時滞在施設」ですが、対象者は在勤者や行楽客で電車が動いたらすぐに乗車したいと思っているはずなので、駅の近くの公共施設などを設定するものと思っていました。横須賀で最も多くの帰宅困難者が想定されるのは横須賀中央駅ですが、周辺の施設が入っていないのはどうしてでしょうか。また、不入斗の総合体育館よりは文化会館の方が横須賀中央駅に近いのですが、一時滞在施設に入っていないのはどうしてでしょうか。</p>	<p>帰宅困難者対策は行政の枠組みを超えた広域的な問題であるとともに、事業者等による対策・支援が大きな役割を果たすと考えます。また、発生した帰宅困難者だけでなく、その前の帰宅困難者の発生を抑制する対策も大切だと考えます。</p> <p>その上で、帰宅困難者一時滞在施設の整備については、公共施設と共に協力していただける民間施設との連携強化を図っているところであり、これからも横須賀中央駅を含め、駅周辺の施設の利用を検討していきます。</p> <p>なお、文化会館は、災害時に地域医療救護所が設置され、物資配送拠点になる予定であるため、一時滞在施設に指定していません。</p>

第3部 災害応急対策計画

No	意見等の概要	市の考え方
5	<p>ペットについて、「同行避難を原則とする」とありますが、補助犬についても明記すべきではないでしょうか。一般には「同伴避難」のようなので避難所で生活を一緒にするのででしょうか。</p> <p>また、地元の「震災時避難所運営マニュアル」には、「同行避難を原則とする」という記載はありません。ペットについては、人により好き嫌いや体質の問題もあり、原則と規則は明確にしておかないとトラブルのもとになると思います。</p> <p>なお、この地域防災計画が決まったら避難所運営マニュアルも整合を取った表現にしてほしい。</p>	<p>補助犬については、身体障害者補助犬法により、同伴することを拒んではならないとあるため、ここでは明記していません。なお、ご意見にあるとおり、避難所には様々な方が避難してくるため、同伴避難の場所について配慮が必要だと考えます。</p> <p>また、避難所におけるペット避難については、環境省の「人とペットの災害対策ガイドラン」により、同行避難の原則が示されています。</p> <p>そのため、現在の震災時避難所運営マニュアル基本版における、ペット対策の考え方は同行避難を前提とした記載になっています。</p> <p>その上で、マニュアルの記載内容を変更する際は、各学校における避難所運営委員会で検討の上、変更することになると考えます。</p>